平成２１年（フ）第１９２号
茨城県龍ケ崎市4565番地１　アーバンパレス竜ケ崎306号室
債務者　谷口　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
茨城県取手市桜が丘３丁目７番８号
債務者　野田　昌代（旧姓杉川）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
茨城県守谷市松前台６丁目14番地11
債務者　敦賀　康裕
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
茨城県取手市野々井1101番地１　ハーモニータウン１―805
債務者　宮川　直子（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
富山県滑川市大掛2167番地
債務者　小善　貴文
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６８号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目３番４号
債務者　田中　　実
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１１号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目４番１号、前住所東京都世田谷区駒沢３丁目２番20号駒沢マンション103
債務者　田水　雄介
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０８５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目５番３―903号
債務者　米良　自子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０９５号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目29番17号　フカミコーポ２号、前住所兵庫県尼崎市富松町１丁目30番４号
債務者　山崎由香里（旧姓脇田）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５１号
大分市藤の台２番地の14
債務者　木村　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１０号
宮崎県延岡市牧町4670番地１
債務者　森　　梢
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２３６号
宮城県栗原市高清水桜丁12番地22、前住所宮城県栗原市一迫北沢高田26番地
債務者　菅原　通行
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
宮城県大崎市松山千石字松山200番地３
債務者　田茂　一男
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
宮城県栗原市一迫真坂字清水鬼越18番地
債務者　津田　照代
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
宮城県栗原市瀬峰下田216番地１　市営下山住宅36号
債務者　石井　芳和
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
秋田県男鹿市脇本脇本字下谷地25番地１
債務者　小柳　由衣
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７号
茨城県土浦市中村南４丁目10番32―205号ヴィラ南
債務者　柴田　豊和
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係